市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定中「別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項」を「別表第二の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を同表の一の三の項」に、「同項の前」を「同表の一の項の次」に、「一　市町村長」を「一の二　市町村長」に改め、同法別表第三の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定中「別表第三の一の項を同表の一の二の項」を「別表第三の一の二の項を同表の一の三の項」に、「同項の前」を「同表の一の項の次」に、「一　都道府県知事」を「一の二　都道府県知事」に改め、同法別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の四の項」に、「一の四　市町村長」を「一の五　市町村長」に改め、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える改正規定中「別表第四の一の項を同表の一の二の項」を「別表第四の一の二の項を同表の一の三の項」に、「同項の前」を「同表の一の項の次」に、「一　市町村長」を「一の二　市町村長」に改め、同法別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に一号を加える改正規定中「別表第五第一号を同表第一号の二」を「別表第五第一号の二を同表第一号の三」に、「同号の前」を「同表第一号の次」に、「一　被災者生活再建支援法」を「一の二　被災者生活再建支援法」に改める。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

大規模災害からの復興に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十五号

大規模災害からの復興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　復興対策本部及び復興基本方針等
第一節　復興対策本部（第四条―第七条）
第二節　復興基本方針等（第八条・第九条）
第三章　復興のための特別の措置
第一節　復興計画に係る特別の措置
第一款　復興計画の作成等（第十条―第二十条）
第二款　復興一体事業（第二十一条―第二十七条）
第三款　復興計画の実施に係る特別の措置（第二十八条―第三十八条）
第四款　雑則（第三十九条・第四十条）
第二節　都市計画の特例（第四十一条・第四十二条）
第三節　災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（第四十三条―第五十二条）
第四章　雑則（第五十三条―第五十九条）
第五章　罰則（第六十条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定大規模災害　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

二　復興基本方針　政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針であって、第八条の規定により定められたものをいう。